

【資料2】

第1回 技能労働者の技能の『見える化』WGでの議論

検討項目	発言主旨	
	整備方針、メリット・デメリット等	検討課題
(1) 枠組構築に向けた論点整理	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者について、身分の明確化・能力評価のために何らかの情報管理の仕組みが必要。 ・多くの資格の標準化や特別教育・新規入場教育などの一本化は業界共通の利益。 ・大手ゼネコンが既に導入しているデータベースがあり、社会保険の加入状況など入力項目は参考になるが、新しく別のシステムを立ち上げる場合、入力作業が大変。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する立場(発注者、受注者、設計事務所など)によって、集める情報が変わってくる。
(2) 枠組構築の目的・主体別の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの形でIDを付与することから始まる。 ・労災の「実数精算」が可能になり、住宅産業だけでなく専門工事業にとってもメリットがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何が真に必要な項目なのか、いかに確度を保証するか、議論する必要がある。 ・IDを付与する技能労働者の定義をどうするか。
(3) 蓄積すべき技能労働者の情報項目	<p>工事履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの構造として、業界全体で共通するDBと各社のポリシーで必要な部分の2階建てになる可能性もある。 ・労務管理がIT化で効率化することがメリット。 <p>資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格は幅広く拾う。 ・建築士や施工管理技士も欄として設けておく。 ・必要に応じて、他のデータベースと紐付け。 <p>研修履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職長教育や玉掛けなどの研修履歴を電子化して各社で情報共有できれば便利。 <p>社会保険加入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼネコン側は、登録された情報を活用したい側である。 	<p>工事履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の就業状況をどの程度の精度で確保するか。 ・ICカードを配布して入退場管理などを行う場合、ICカードと本人の一致を確認する方法。 ・過去の工事履歴については自己申告なのか、裏付けのあるデータなのか仕分けして見えるようにして、どこまで信頼するかは利用する側で判断すればいいのではないか。 <p>資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの確証性、本人性の担保が困難。 <p>社会保険加入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰がデータを入力すべきか。 ・誰かがデータを保証すべき。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険未加入対策との連携を図る必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信憑性を誰かが確認することが必要。本来は雇う会社が責任をとるべき。 ・データを誰かが保障していないと利用価値が低くなってしまう。 ・虚偽登録ができないようにすべき。

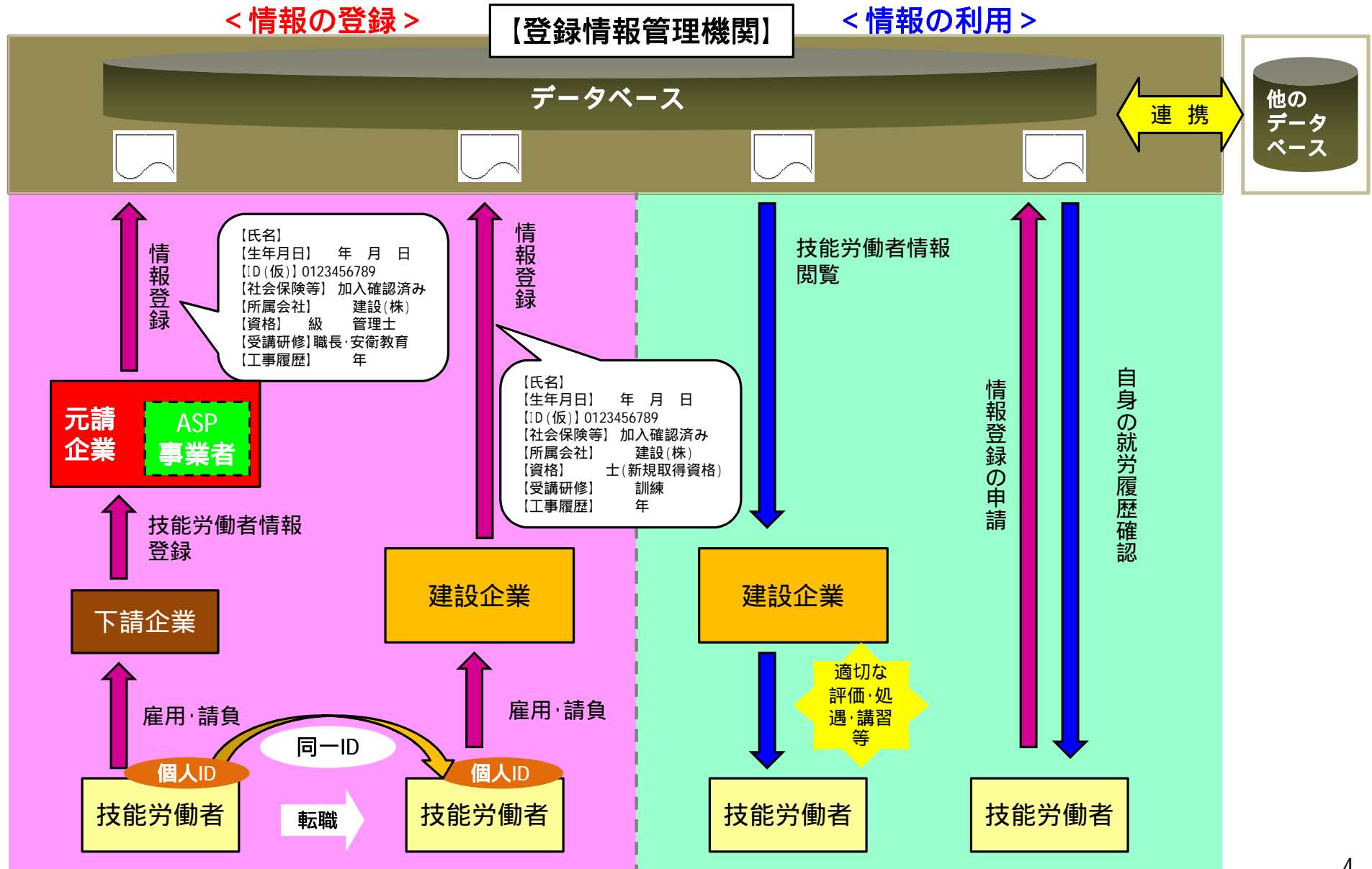
「見える化」の枠組みを構築するねらい

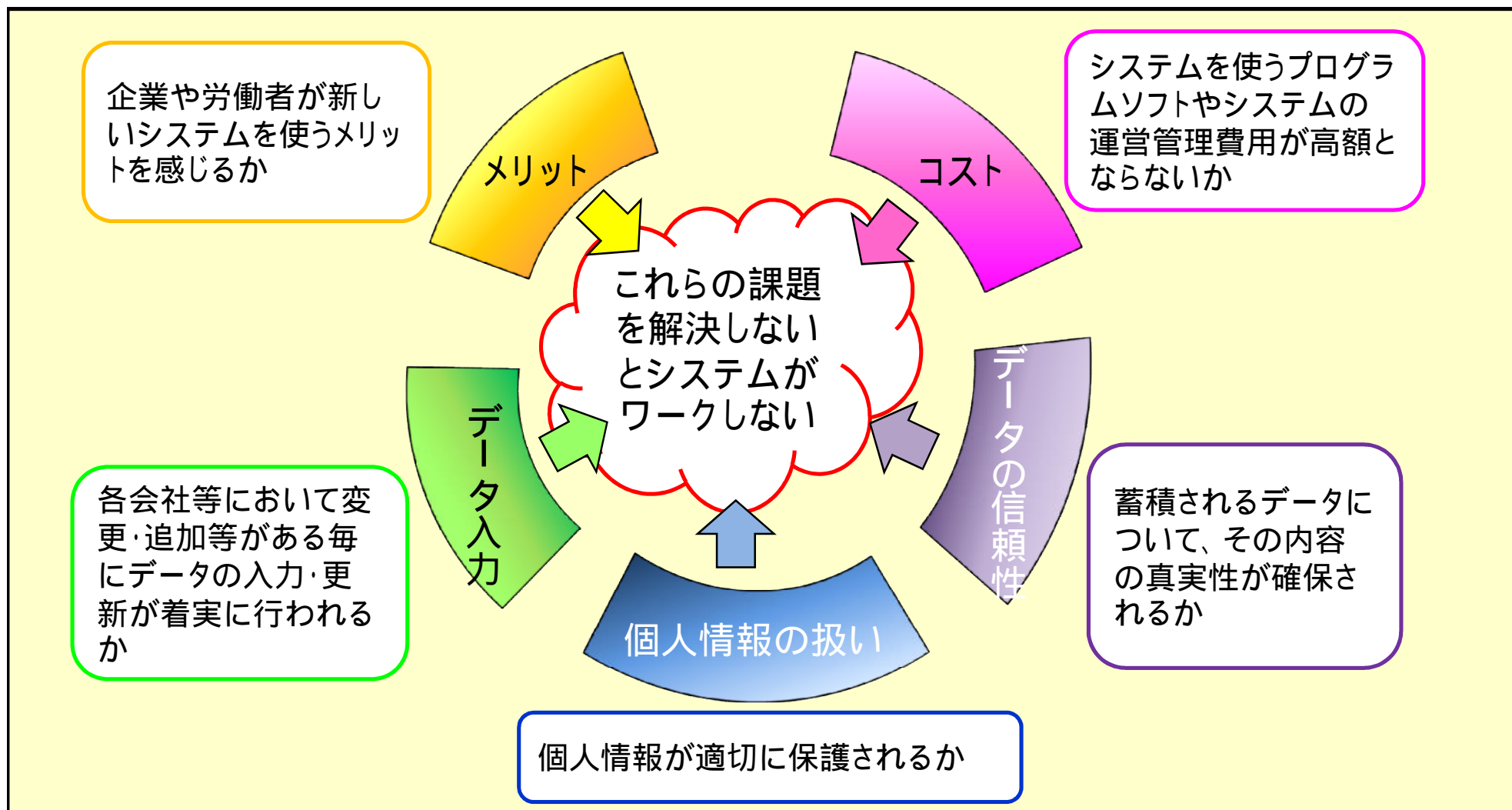
建設技能労働者が有する技能に係る情報を継続的に蓄積し、どの事業者でも活用できるように「見える化」を進めることで、**技能に見合った処遇や多様なキャリアパスが実現される魅力ある就労環境づくり**を進め、効率的な活用を図ることで**労働市場の合理化を図る**とともに、社会保険未加入対策を進める上で必要となる**保険加入状況の確認の合理化・簡便化**に資することとする。

主体別に想定される効果

技能労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで十分雇い主に伝えられなかった保有する各種資格や経歴などを一覧できる形で網羅的に提示することが可能となり、技能に見合った適正な評価と処遇につながる。 ・自分の経歴等を一覧できるようになることで継続的スキルアップに向けたインセンティブになる。 	<p>技能労働者のモチベーション向上による良質な施工 多様なキャリアパスの実現</p>
専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者の資格や経験等が明確となって、評価・採用が行いやすくなり、優秀な技能労働者の確保につながる。 ・作業員名簿の作成や社会保険等の加入状況の確認など労務管理業務の効率化・省力化が可能となる。 ・法定福利費を確保するための技能労働者の加入状況を元請に示すことが可能となる。 	<p>優秀な技能労働者を雇用する事業者としての評価</p>
総合工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な技能労働者を雇用する施工能力の高い専門工事業者を把握しやすくなる。 ・下請企業の施工体制台帳等管理書類の作成や下請企業に対する社会保険等加入指導業務が効率化・省力化される。 ・当該工事に従事する技能労働者が明確になることから、発注者に対して必要な法定福利費の請求を行いやすくなる。 	<p>適切な施工体制の確保</p>
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・より広い人材を擁する企業による施工が可能となり、法令を遵守した施工の確保が可能となる。 ・受注者から請求される法定福利費がどう配分されるか把握することが可能となる。 	<p>建設工事における生産性の向上と建設生産物の品質確保</p>

技能労働者の技能の「見える化」のイメージ





今後、関係者で各論点を議論・整理することにより、上記の各課題に対応できるようにしていきたい。

【資料3】

技能労働者へのID付与方法のあり方

1. 技能労働者に付与するIDについて

(1) 個人にIDや番号を付与する既存の制度

個人にIDや番号を付与する制度の代表的なものは、次のとおりである。

制度の種類	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	基礎年金番号	住民基本台帳 (住民票コード)
概要	国、地方公共団体、公的機関等の様々な事務で利用可能な、最新の住所情報と関連づけられた共通番号	国民年金、厚生年金、共済年金を横断して、個々の被保険者の生涯の年金記録を一元的に管理するための番号	住民票事務をオンライン化するとともに、電子申請を可能にするなど、地方公共団体の事務を効率化するための番号
事業主体 (制度の所管)	総務省・市町村 (内閣府・総務省)	日本年金機構 (厚生労働省)	市区町村 (総務省)
法的根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」 (H24.11.16衆議院解散により廃案)	国民年金法 (昭和34年 法律第141号)	住民基本台帳法 (昭和42年 法律第81号)
番号を付与する主体	市町村長	日本年金機構	市町村長と政令指定都市の区長
番号を付与する時期	出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合	20歳になり国民年金に加入した時や就職して厚生年金保険や共済組合に加入したときなど	出生等で新たに住民登録したとき
利用範囲	利用範囲は、国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、当該事務に係る申請・届出等を行う者(代理人・受託者を含む。)が事務処理上必要な範囲での利用、災害時の金融機関での利用に限定されており、民間事業では使えない。	基礎年金番号を利用・提供できる範囲は法律により国の年金事業の運営に関する事務等に限定されており、それら以外の利用は禁止されている	住民票コードを利用できるのは市町村と都道府県、指定情報処理機関、及び住民基本台帳法で定めた国の機関と法人、災害時の金融機関のみ。

1.(2) 既存の各制度のねらい

制度の種類	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	基礎年金番号	住民基本台帳 (住民票コード)
メリットの 具体的内容	<p>よりきめ細やかな社会保障給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合合算制度(仮称):家計全体をトータルに捉え、医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定 ・給付過誤や給付漏れ、二重給付の防止 <p>所得把握の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得の過少申告や扶養控除のチェック効率化・税の不正還付の防止(各種所得情報や扶養情報を名寄せ・突合) <p>災害時の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者リストの作成(要介護認定や障害等級の情報を迅速・正確に集約) ・病院保有の情報が滅失しても保険者が保有するレセプト情報を確認 <p>自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手可能</p> <p>事務・手続きの簡素化・負担軽減(所得証明、住民票の添付不要)など</p> <p>医療・介護等のサービスの質の向上(継続的な健康情報、予防接種履歴の確認等)</p>	<p>届出忘れによる未加入者の発生を防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転職等の際に、市町村に対して行う国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者の届出を忘れた者に対し、届出が必要であることを知らせることが可能 ・自営業者(第1号被保険者)がサラリーマン(第2号被保険者)になって、届出を忘れている場合、本人に確認の通知をすることが可能 <p>年金サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入記録を各制度を通じて管理できるため、異なった年金制度の複数の年金受給権が生じても、併給調整がなされていない時に生じる年金の過払いや、それに伴う返納金の発生を防止できる。 ・一定の年齢到達時に加入記録や年金見込額などを通知することが可能。 ・また、年金相談や年金の裁定が迅速かつ確実にできるようになる。 	<p>【住民側】</p> <p>各種申請手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート申請、年金請求等の際に住民票の写しの添付が不要 ・居住地以外(例えば勤務地周辺)でも住民票の写しの交付を受けることが可能 ・住基カードを取得すれば、公的個人認証サービスにより、本人確認が必要な申請をインターネットで電子申請することが可能(例:e-Taxで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる)であるほか、写真付きタイプなら身分証明書としても使用できる。 <p>【行政側】</p> <p>事務の効率化</p> <p>市町村間の転入通知を郵送からオンライン化。住民票の写しの添付省略</p> <p>情報の正確性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金記録の正確性の確保(氏名・住所の変更情報や死亡情報の提供) ・年金未統合記録解明のための照合・突合に使用

1.(3) 各制度の付番方法

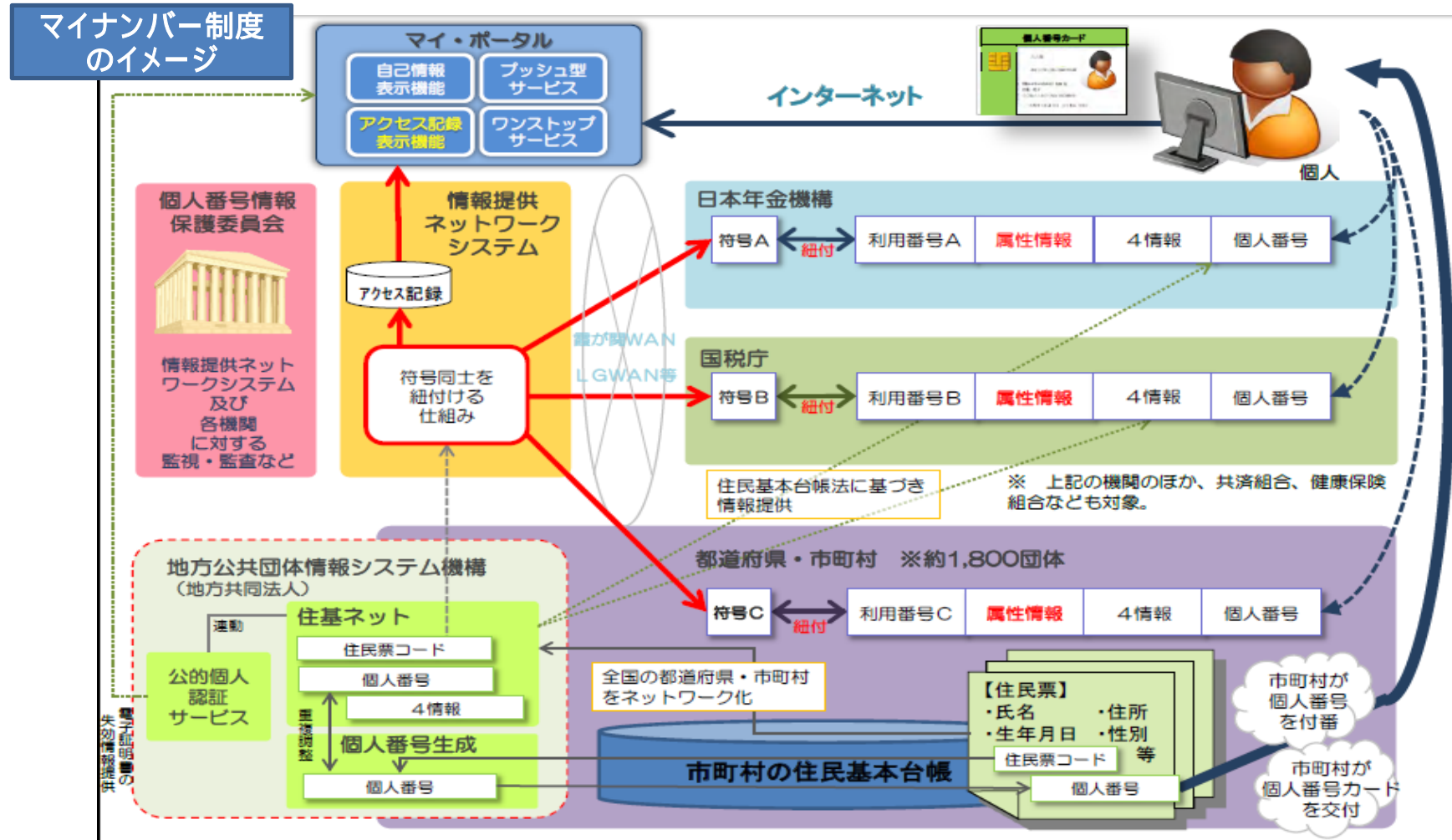
参考例	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	基礎年金番号	住民基本台帳 (住民票コード)
番号の構成	未定	10桁の数字 (記号4桁と一連番号6桁の組合せ)	11桁の数字 (無作為に作成された10桁の数字 + 1桁の検査数字)
付番主体	市町村長	厚生労働大臣 (日本年金機構)	市町村長
個人への付番方法	<p>市町村長は、住民票に住民票コードを記載する時に、個人番号も指定。</p> <p>具体的には、次のとおり。 市町村長は、付番しようとする者の住民票コードをあらかじめ地方公共団体情報システム機構に通知 機構はそのコードを変換して個人番号とすべき番号を生成して市町村長に通知 市町村長はその番号を個人番号として指定</p>	<p><平成8年12月以前からの公的年金加入者> 国民年金・厚生年金加入者については、その制度の年金手帳の記号番号がそのまま基礎年金番号とされた。 共済年金加入者については、共済ごとに桁数が7～12桁とまちまちだったので、平成9年1月1日時点で新規に付番された。 <平成8年12月以前からの年金受給者> 最後に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号を基礎年金番号とされた。</p> <p><平成9年1月以降に年金制度に加入する者> 加入時に新規に付番。</p>	<p>具体的には、次のとおり。 都道府県知事の委任を受けた指定情報処理機関(地方自治情報センター)がランダムに作成したコードを市町村長に通知 市町村長は通知された番号のうちから選択して付番</p> <p>(住民は、コード変更を請求することが可能)</p>

1.(4) 各制度を活用するときの制約条件

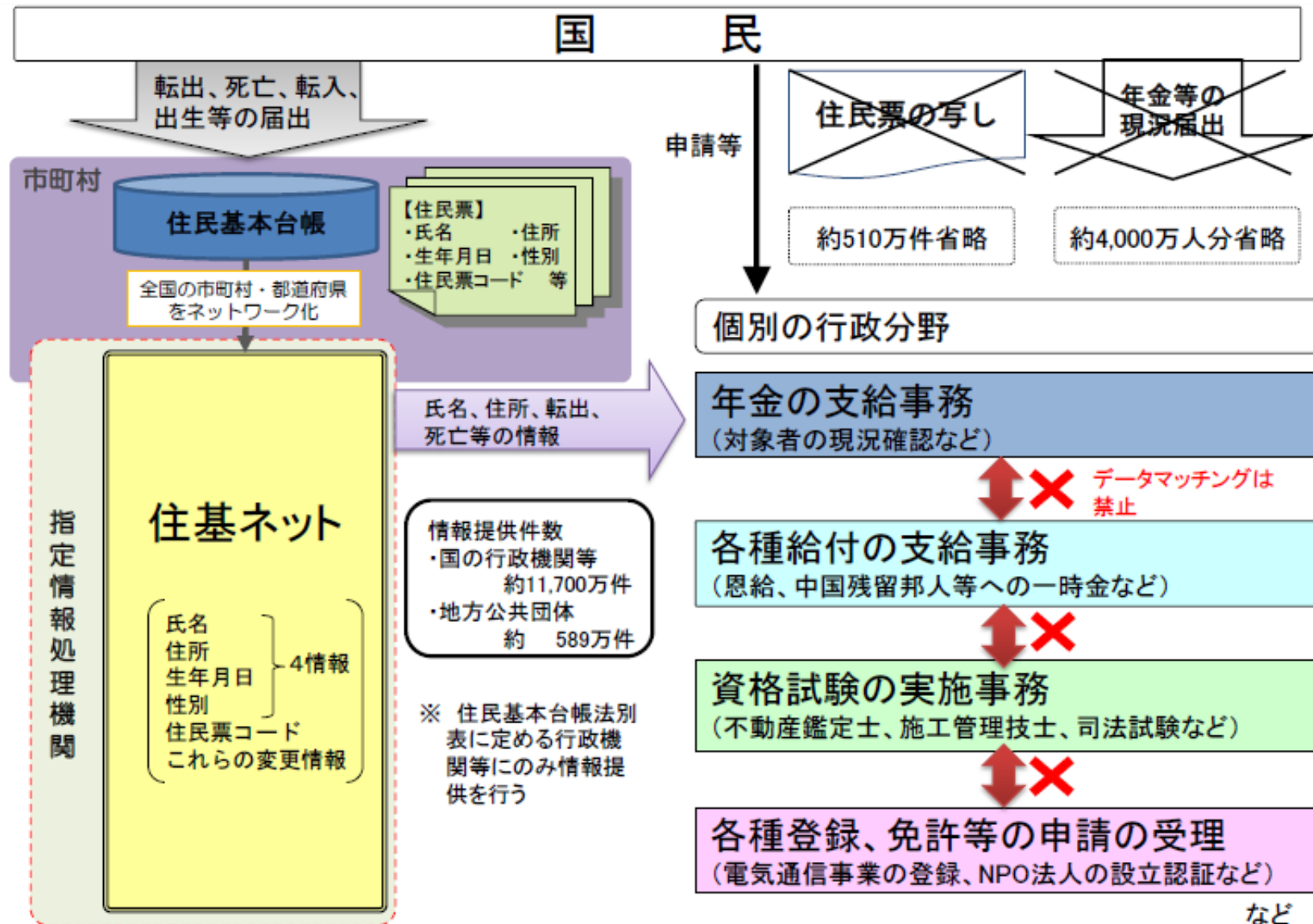
制度の種類	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	基礎年金番号	住民基本台帳 (住民票コード)
<p>デメリットの 具体的内容</p>	<p>(以下、廃案時点の内容)</p> <p>< 利用制限 > 利用範囲は、国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、当該事務に係る申請・届出等を行う者(代理人・受託者を含む。)が事務処理上必要な範囲での利用、災害時の金融機関での利用に限定されており、民間事業では使えない。</p> <p>・法の施行後5年を目途として、施行状況等を勘案し、マイナンバー法の規定について検討を加え、その結果に応じて利用範囲の拡大を含めて所要の見直しを行う方針とされていた。</p>	<p>< 付番する範囲 > ・日本国内に住所を有し、20歳に達した者に対し、付番することとしている。 ・20歳未満で厚生年金又は共済組合に入していない者などには付番されていない。</p> <p>< 二重付番のリスク > ・すでに基礎年金番号を持っていたにもかかわらず、本人や事業主より正確な届出がなされない場合などには、重複付番が発生する可能性がある。</p> <p>< 利用制限 > ・基礎年金番号を利用・提供できる範囲は法律により国の年金事業の運営に関する事務等に限定されており、それら以外の利用は禁止されている</p> <p>【参考】 ・国民年金法 第14条【抜粋】 (国民年金原簿) 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号…(略)…の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であって厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であって厚生労働省令で定めるものをいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。 ・同法 第108条の4【抜粋】 (基礎年金番号の利用制限等) 法第14条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法…第30条の43及び…の規定を準用する。…</p>	<p>< 利用制限 > ・住民票コードを利用できるのは、市町村と都道府県、指定情報処理機関、及び住民基本台帳法で定めた国の機関と法人のみとされており、それ以外の者が住民票コードの告知を求めたり、データベースを作成することが禁止されている。</p> <p>【参考】 住民基本台帳法 第30条の43第3項(住民票コードの利用制限等) 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。</p>

(参考) マイナンバー制度

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、平成24年2月14日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(「マイナンバー法案」)等を閣議決定し、国会提出。平成27年からの番号制度利用開始を予定。(H24.11.16衆議院の解散により廃案)



(参考) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要



など
© 数値は平成22年度

1. 技能労働者に付与するIDについて

(4) 技能の「見える化」で用いるIDについて

【論点】 『見える化』におけるIDは今後何を用いるべきか。

番号	課題等
マイナンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月現在法案が成立しておらず、マイナンバー制度の発足の見通しが立っていない。 ・番号の利用範囲が「税と社会保障」に限定される予定とされており、民間事業では当面使える見通しが立っていない。
基礎年金番号	<ul style="list-style-type: none"> ・国民全員に付番されていない。(20歳未満の年金未加入者などは未付番) ・法律による利用制限がある。
住民票コード	<ul style="list-style-type: none"> ・法律による利用制限がある。



【論点】 ~ のような制約があるため、新たな仕組みの導入にあたっては独自の番号を付番することが適当ではないか。

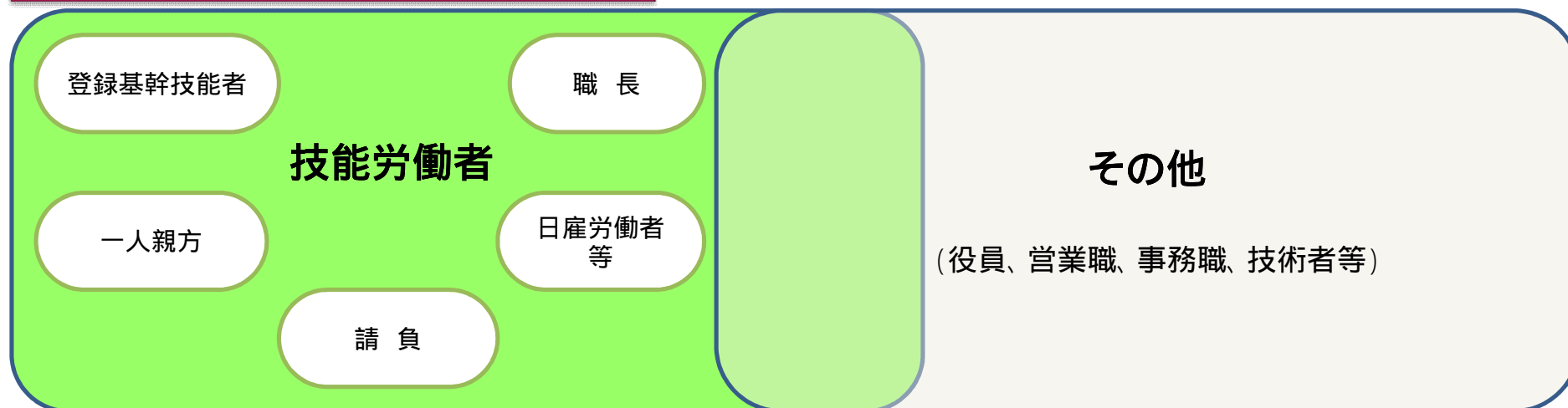
2. 登録を求める技能労働者の範囲

【論点】IDを付与して登録を求める技能労働者の範囲は、「作業員名簿」に記載される者を対象とすることとしたらどうか。

【考え方】

- ・現場で働く建設技能労働者が適切に評価されるようにする、また、労働市場の合理化や省力化に資するといった「見える化」の枠組みを構築するねらいからすれば、現場で働く技能労働者は幅広く対象として把握することが望ましいのではないか。
- ・その際には、現場で取りまとめている「作業員名簿」の記載対象となっていることが参考になるのではないか。
(= 請負で入場している者も含む)
- ・役員・営業職・事務職・技術者等については、枠組みのねらいからすれば登録を必須にする必要はないのではないか。

登録を求める技能労働者の範囲(イメージ)



3. 本人を確認するために必要な基本情報

【論点】

- ・なりすましや虚偽の登録を防ぐという観点から、新規にIDを付与するときには、本人であることを確認することが必要ではないか。
- ・本人確認のために必要となる基本情報は「氏名・性別・生年月日・住所」としたらどうか。
- ・本人であることを確認するために、初めて登録する場合には、「氏名・性別・生年月日・住所」が記載された公的書類(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、年金手帳、住民票など)の写しの提出を求めることとしたらどうか。

(参考)

- ・住民基本台帳法では、住民基本台帳ネットワークシステムにより全国共通の「本人確認」を可能として、市民サービスの向上と行政の効率化を図るために、住民票に記録されている事項のうち氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード等を本人確認情報として定義している。
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律では、マネー・ローンダリング対策のために金融機関等に対し、公的な証明書等により、本人を特定するために氏名、生年月日、住所を確認することが求められている。

3. (参考) 本人確認を行うための書類

【大手ASP事業者が運営する「グリーンサイト」の例】

各種公的証明書類の写し(コピー)				
運転免許証	健康保険証	住民基本台帳カード	年金手帳	住民票 など

【レンタカー会社の例】

現金で料金を支払う場合、運転免許証のほか、本人性・現住所の確認が出来る以下の書類の提示を求められる			
公共料金領収証(電気・ガス・水道・NTT固定電話・NHK)	パスポート	納税証明書	住民基本台帳カード(氏名・生年月日・住所の記載があるもの)
社会保険料領収証	印鑑証明	住民票	国税・地方税領収証
社員証・学生証(顔写真付き)	健康保険証	年金手帳	在留カード など

4. 技能労働者にIDを付与する主体

【論点】

- ・随時入退職があることから、新たに入職する技能労働者に対して、そのつどIDを付与するやり方とせざるを得ないが、その場合、どのような主体が付与することが適切か。
- ・付与する主体としては、技能労働者を直接使用する企業、元請企業、技能労働者情報の管理機関の3者が考えられるのではないかと。(下表参照)
- ・技能労働者を使用する立場にある企業において確認・ID付与することが現実的と考えられるが、使用企業・元請企業いずれが適切か。技能労働者を直接使用する企業の中には確認・付与する能力に欠けるものも存在し、IDの付与漏れが生じる懸念もあることをどう考えるか。

(案)	IDを付番する主体		
	使用企業の場合	元請企業の場合	管理機関の場合
想定されるID通知の流れ	技能労働者を直接使用している企業が確認・付番 本人へ通知・管理機関に報告	新規入場者教育の際、使用企業から元請企業に新規付番の名簿・関係書類を提出 元請企業が確認・付番 元請企業から使用企業の担当部署に通知 本人へ通知・管理機関に報告	使用企業から管理機関に新規付番の名簿・関係書類を提出 管理機関が確認・付番 管理機関から使用企業の担当部署に通知 本人へ通知
メリット	・技能労働者の入職と合わせた速やかな付番が可能となる。	・確実な付番が期待できる。	・技能労働者の一元的な管理が可能となる。
課題	・使用企業から管理機関への付番の報告が必要。 ・付番を適切に管理するために、付番を行う企業にも管理機関から管理番号を付与することが必要となる。 ・企業によっては適切に付番する事務能力に乏しい可能性がある。	・使用企業からの依頼が必要であり、付番漏れの発生する可能性がある。 ・元請企業から管理機関への付番の報告が必要。 ・付番を適切に管理するために、付番を行う元請企業にも管理機関から管理番号を付与することが必要となる。 ・元請企業の事務的負担が重い。(雇用企業や本人への通知、管理機関への報告、付番に必要な書類の保管等)	・使用企業からの依頼が必要であり、付番漏れの発生する可能性がある。 ・入職してから付番されるまで相当なタイムラグが生じ、付番されたときにはもうその現場では働いていないという可能性がある。 ・全国の技能労働者の付番を管理するために相当な規模の管理体制が必要となり、運営コストが膨らむ。

【論点】管理機関側では本人の基本情報を受けて、次のような作業を行うことになるのではないか。

新規にID登録をするとき

- ・IDを付与した企業から報告されたIDを、その技能労働者の固有IDとして中央データベースに登録する。

情報の更新登録があったとき

- ・報告のあったIDを中央データベースで確認し、基本情報(氏名・性別・生年月日・住所)が一致することを確認し、一致したときは新たな情報を追加登録・更新する。
- ・一致しない場合には報告のあった企業等に照会し確認を求める。

異なる番号だが同一人物の可能性がある場合

- ・氏名・性別・生年月日・住所が一致する場合には、番号を統合する。
- ・氏名・性別・生年月日が一致するが住所が一致しない場合には、直近の情報の登録があった企業等に照会し、本人への確認を求める。

【論点】

- ・なりすましや虚偽登録の防止策が必要だが、管理機関側の対応としてはどのような方策が考えられるか。
(例： 番号を付番した企業から報告を受けるとき、確認に用いた公的書類の写しを提出させ確認する。
事後的に番号を付番した企業にサンプル調査を行う。 など)
- ・不一致が見られる場合等の確認には時間を要し、確認が取れないケースも想定されるが、その場合は別人として記録を保持するべきか。

【資料4】

技能労働者の技能等に係る情報の登録のあり方

1. 技能労働者情報を登録する主体

【論点】

- ・随時追加・更新のある蓄積すべき技能労働者に係る情報(技能労働者情報)は、どのような主体が管理機関に登録することが適切か。
- ・登録する主体としては、技能労働者を直接使用する企業又は元請企業が考えられるのではないか。(下表参照)
- ・登録すべき技能労働者情報に最も近い使用企業が情報を登録することを基本とすることが現実的ではないか。
- ・併せて、使用企業が登録業務を実施できない場合に登録を代行する仕組みも設けるべきではないか。

(案)	情報を登録する主体	
	使用企業	元請企業
想定される情報(関係書類)の流れ	使用企業から管理機関に登録	使用企業から元請企業に登録すべき情報を提出 元請企業から管理機関に登録
メリット	・技能労働者の入職・研修受講・保険加入等の情報の速やかな登録が可能となる。	・確実な登録が期待できる。
課題	・企業によっては適切に登録する事務能力に乏しい可能性がある。	・登録すべき情報が必ずしも適切に元請企業に伝わらないおそれもある。 ・全ての元請企業分の情報登録を行うことは、元請企業にとり事務的負担が重い。(元請企業との情報のやりとり、管理機関への報告等)

2. 情報登録の頻度

【論点】

- ・技能労働者情報の登録はどのような頻度で登録することが適切か。
- ・頻度の考え方としては、作業員名簿を作成するとき、一定の時期を定めて定期的に、随時の3通りが考えられるのではないか。
- ・技能労働者情報の中で変更が生じやすいのは資格と研修受講履歴であると考えれば、当該技能労働者を使用している企業としてはその事実は直接把握し直近処遇に反映できることから、作業員名簿作成時にそれまでの情報を更新して登録することで足りると考えられるのではないか。

(案)	情報を登録する頻度		
	作業員名簿作成時	定期的	随時
主旨	・現場に新しく入る機会をとらえる。	・1現場で1回ということではなく、より直近の情報に更新する機会を増やす。	・直近の情報の登録を確保する。
メリット	・作業員名簿を作成するときに同時に作業を行うので間違いが少なく効率的。	・タイムラグが生じる場合もあるがより直近の情報を反映することが可能。 ・情報の登録量の見込みに応じて管理機関側の受取体制を構築しやすい。	・直近の情報を確実に反映することが可能となる。
課題	・作業員名簿を作成しない小規模な現場のときはどうするか。 ・研修受講など作業員名簿作成後に生じた変更については次回新しい現場に行くまで反映されない。	・登録する企業の負担が増加。	・登録する企業の負担がより重い。 ・企業からの登録が適切に行われないケースが生じる可能性がある。

登録すべき技能労働者情報

- ・技能労働者の従事工事履歴
- ・技能労働者の研修受講履歴

- ・技能労働者の資格
- ・技能労働者の保険加入状況

3. 情報登録を代行する仕組み

【論点】

- ・使用企業が登録業務を実施できない場合に登録を代行する仕組みとして次のような仕組みが考えられるのではないか。

情報登録を代行する仕組みの必要性

- ・技能労働者情報の登録に当たっては、事業規模が小さく事務処理能力が乏しいなど、自ら技能労働者情報を管理機関に登録することが困難である場合が想定される。
- ・そのような場合には当該企業の情報登録を代行できる仕組みを設けることで、技能労働者情報の蓄積を確実にする必要はある。

情報登録を代行する仕組みの概要(案)

情報登録を代行する主体

管理機関の審査・指定を受けた企業・団体(元請企業や労働組合団体などを想定)
技能労働者情報の登録を行うべき使用企業からの委託を受けて代行する

代行主体の具体的な役割

技能労働者情報の作成・登録、情報の照会など

代行するための要件

代行業務の実施に必要な経理的基礎、技術的基礎を有するとともに、個人情報 の安全管理を厳格に行い得る体制を備えているものとして管理機関の審査・指定を受ける。

【資料5】

登録された技能労働者情報の管理のあり方

1. 情報管理主体のイメージ

(1) 管理機関が行う業務

【論点】

- ・管理機関では、次のような業務を行うことになるのではないか。

管理機関の行う業務(案)

企業への管理番号の付番

- ・技能労働者へのIDの付与を適切に行うため、申請のあった企業について必要事項を審査の上管理番号を付与し、技能労働者にIDを付与する権限を与える。

技能労働者への付番状況の管理

- ・管理番号を付与された企業が技能労働者に付番したIDを管理する。
- ・同一人物と思われるIDの統合、なりすまし・虚偽のIDの排除などを行う。

指定代行機関の審査・指定

- ・技能労働者情報の登録を代行する機関の審査・指定を行う。

技能労働者情報の蓄積・管理

- ・個人情報の安全管理を図りつつ必要なサーバやシステムを整備する。
- ・技能労働者のIDごとに技能労働者情報を蓄積・管理する。

技能労働者情報の提供

- ・管理番号を付与された企業等に必要な技能労働者情報を提供する。
- ・技能労働者本人からの請求に応じ、本人の情報を提供する。

1. 情報管理主体のイメージ

(2) 管理機関となる主体のイメージ

【論点】 管理機関は、全国一団体、民間公益団体とすることとしたらどうか。

【全国一団体とする考え方】

- ・技能労働者は全国で移動する可能性があることから、「見える化」のシステムは全国で一体的に運用されることが望ましいのではないかと。
- ・とすれば、地域によって主体を分ける必要はなく、全国一つの団体で運営することが適切なのではないかと。民間業者が任意の仕組みを構築することを妨げるものではない。

【民間公益団体とする考え方】

- ・魅力ある就労環境づくりや労働市場の合理化といったねらいを踏まえれば、この事業は利益を上げることが目的とはならず、公益を目的とした事業として進めることが適切ではないかと。
- ・一方で、このような取組を国・地方公共団体といった行政機関が直接実施することは、行財政改革が求められる今日すぐわず、建設業界の関係団体が協力して取り組むことが望ましいことから、関係団体の参加も得やすい民間公益団体の形で運営することが適切なのではないかと。

「見える化」の枠組みを構築するねらい

建設技能労働者が有する技能に係る情報を継続的に蓄積し、どの事業者でも活用できるように「見える化」を進めることで、技能に見合った処遇や多様なキャリアパスが実現される魅力ある就労環境づくりを進め、効率的な活用を図ることで労働市場の合理化を図るとともに、社会保険未加入対策を進める上で必要となる保険加入状況の確認の合理化・簡便化に資することとする。

[第1回 技能労働者の技能の「見える化」WG(H24.12.5開催)配布資料より]

【資料6】

諸外国の事例(イギリス・韓国)

CSCS カード(建設技能認証制度、1995年4月～) Construction Skills Certification Scheme

制度の概要

- 【カードの概要】
 - ・建設技能者の技能が全国基準をもとに認証され、現場で安全に作業するために必要な知識を有していることを証明するためのカード
 - ・資格や才能のレベルを示すために異なる色の等級によりランク付けされている。
 - ・11種類のカードと10の提携カードスキームがあり、220職種に対応。175万人が保持。
- 【カード取得方法】
 - ・安全衛生試験を通ることが必要であり、資格保有者・技能見習い制度修了者・企業認証による推薦、就労経験など、各技能労働者の状況に応じた審査が行われる。3～5年毎の再試験・更新が必要。
- 【活用状況】
 - ・カード保持の法的な義務はないが、多くの建設企業や発注者が、CSCSカードを保持しない者の建設工事現場への入場を認めていない。
- 【事業主体】
 - ・民間団体のCSCS Limitedが管理

【CSCSカードの見本】

日本の運転免許証とほぼ同じ大きさで、本人の写真と取得建設技能等が記されている。



- 赤カード : 訓練生、学位保持者、経験労働者、経験監督者、管理者
- 緑カード : 建設現場職人、基礎レベル
- 青カード : 技能者レベル
- 金カード : 高度技能者、監督レベル
- 黒カード : 管理者レベル
- 黄カード : 現場ビジター
- 白/黄カード : 専門資格有資格者(資格を保有している人に限定せず、専門的に能力が認められた人材)
- 白/灰カード : 建設関連業務従事者

課題

- ・カードが簡単に偽造できる
- ・安全衛生に関する訓練水準が低くても合格できる
- ・複数のカードの保持を求められる場合がある

【参考】

・町中の主要な箇所に、技能テストの端末装置(カメラによる本人性の担保措置がなされている)が設置されており、カードを利用して画面を見ながら自主的に技能登録などが出来る仕組みになっている。

建設業の死亡災害発生率の国別比較(2006)



注) 建設業労働災害防止協会の資料を基に作成

出典: 英国「CSCS Limited」ホームページ

財団法人 国土技術研究センター「JICE REPORT」vol.19 / 2011.7月

財団法人 建設業技術者センター「平成23年度 海外における技術者制度調査業務 報告書」より

建設業におけるIDカード(2種類)

【就労管理カード】

- 事業主体 : 民間
事業概要 : 「住民登録番号」(住民登録法による総背番号制度、1968年～)を利用し、ICカードをプロジェクト・現場単位で各個人へ発行し、出面管理や資材管理で活用されている。
事業規模 : 大手企業による義務付けのため、平成25年現在では大小ほとんどの建設現場に普及している。(3年程前は、大きな現場でのみ試用だった)



【建設雇用保険カード】

- 事業主体 : 国(政府)
事業概要 : ICカードで現場での入退場の管理に利用されており、現場が変わっても就業履歴が一元管理できるシステムが構築されている。
事業規模 : ほとんど普及していない。

【普及が進まない理由】

- ・「雇用保険カード」=「ID」ではないため、FAX等アナログのやりとりで雇用保険のための履歴の記録が可能。
- ・カードリーダーは無償で貸与されるが、設置や運用に手間が掛かる。
- ・建設現場の実態として、不法滞在の外国人労働者を雇用する現場が多い。等

【資料7】

今後の論点項目・ワーキンググループの進め方(案)

(1) 技能労働者の技能の「見える化」概念(イメージ)及びその狙い

- ・ 枠組みを構築する目的や主体別の効果
- ・ 枠組みを構築するに当たっての概念(イメージ)

(2) 枠組みの基本的構成要素

- ・ 枠組みの対象とすべき情報の項目(一部例)
 - ・ 技能労働者の資格
 - ・ 技能労働者の受講研修
 - ・ 技能労働者の工事履歴
 - ・ 技能労働者の保険加入状況
- 第1回WGで検討(済)

技能労働者へのID付与方法のあり方

- ・ ID付与に当たり活用可能な既存のID制度についての整理
- ・ 登録を求める技能労働者の範囲
- ・ 本人を識別するために必要な基本情報の項目
- ・ 基本情報を登録する主体のあり方
- ・ 基本情報の登録手順
- ・ 本人であることの識別・確認方法 等
- ・ 技能労働者の技能に係る情報の登録のあり方
- ・ 情報の登録を申請する主体のあり方
- ・ 申請された情報を登録する主体のあり方
- ・ 情報の真正性を確保する方法
- ・ 情報の登録手順 等
- ・ 登録された情報の管理のあり方
- ・ 技能労働者の技能に係る情報を管理する主体のあり方等

第2回WGで検討

(2) 枠組みの基本的構成要素(左から続く) 登録された情報の利用(閲覧)のあり方

- ・ 主体ごとに利用出来る情報の範囲 等

(3) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方

(4) 他制度・取組との整合性確保・連携のあり方

1. 他のデータベースとの連携
2. 社会保険未加入問題における加入状況確認や法定福利費の別枠計上への活用
3. 建設業退職金共済制度との連携
4. マイナンバー制度との将来的な接合可能性
5. 建設業法体系における枠組みの位置付け

(5) 枠組みの構築・運用に係る費用負担のあり方

(6) 枠組みの導入プロセス

- ・ 枠組みの導入に向け、関係者間で取り組むべき行動の内容とそのスケジュール(ロードマップ)

第3回WGで検討予定

見える化WG

WGにおいて中長期的な進め方を含む制度設計の方向性を検討

第1回「見える化WG」(H24.12.5)

- ・技能労働者の技能の「見える化」に関するイメージ共有
- ・論点 枠組みを構築する目的や主体別の効果
- ・論点 枠組みの対象とすべき情報の項目について
- ・事例紹介(ジョブカード等)
- ・枠組みの構築に向けた課題について議論(論点の抽出)

第2回「見える化WG」(H25.1.21)

- ・論点 技能労働者へのID付与方法のあり方
- ・論点 技能労働者の技能に係る情報の登録のあり方
- ・論点 登録された情報の管理のあり方
- ・事例紹介(海外の事例等)

第3回「見える化WG」(H25.2.20)

- ・論点 登録された情報の利用(閲覧)のあり方
- ・論点 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方
- ・論点 枠組みの導入プロセス(インセンティブ付与方法)
- ・論点を踏まえた中間取りまとめ案(骨子)の検討

第4回「見える化WG」(H25.3.21)

- ・中間取りまとめ案の検討・確定

担い手確保・育成検討会

< 第1回(H24.9.24) >

- ・技能の「見える化」についての現状や問題意識の共有
- ・ワーキンググループ(WG)設置の方向性確認

< 第2回(H24.11.26) >

- ・WG設置(予定)についての報告

< 第3回(H25.2.20) >

- ・調整中

< 第4回(H25.3月) >

- ・調整中

- 報告
- ・技能の「見える化」に向け中間取りまとめ

H24
年度末